

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市潟東地区公民館・新潟市潟東ゆう学館
所管部・課	生涯学習センター・西蒲区役所地域課
所在地	新潟市西蒲区三方10番地
根拠法令	教育基本法・社会教育法
設置条例	新潟市公民館設置条例・新潟市潟東ゆう学館条例
施設概要	平成13年に複合施設として潟東ゆう学館が建設され、入浴施設・機能訓練室・図書館と併設して、潟東地区公民館が設置された。 敷地面積5912.2㎡ 建築面積1756.97㎡ 延床面積1893.88㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階 学び棟 事務室(81.0㎡) 和室研修室(73.7㎡) 2階 学び棟 第1研修室(73.13㎡) 第2研修室(73.13㎡) 視聴覚室(175.5㎡) その他施設 1階 福祉棟 大広間, 浴室, 個室(松・竹), 機能訓練室, デイホーム, 学び棟 潟東図書館

施設 の 設置 目的
社会教育法(第20条・第24条)の規定に基づき、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため潟東地区公民館を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>地域住民にとって豊かで安全な生活、健康な生活を築くとともに、出会いやふれあいを大切にしながら子どもから高齢者に至るまで、すべての住民が公民館活動にかかわられる地域づくりをめざす。</p> <p>○第1 地域の仲間づくりを促進するため、地域住民の方々との出会いや、ふれあいを通して豊かな人間関係をつくる。また、地域の連携を深めるための機会の提供や、異世代の方々との交流を促進し、異文化交流の場を提供する。そして、趣味や運動、親子のふれあいなど、楽しみを通しての仲間づくりの場の提供と、だれでも気軽に集える居場所づくりに努める。</p> <p>○第2 主体的に学びあい、育みあい、自らを高め、地域社会に貢献するための活動として、主体的な学びを積極的に支援し、個人個人が主役になって活躍できる場や、地域の人材の育成、青少年が学びあい、育みあう場を提供する。そして、学校との連携を図るなど幅広く学習の機会をつくる。</p> <p>○第3 暮らしの文化を大切に、心と体の健康をめざすため、地域の歴史や文化などを伝承し、豊かな暮らしの文化の形成に努める。また、身体健康づくりに対する意識の向上を図り、楽しみながらスポーツや運動ができるよう健康づくりの支援に努める</p>